



平成18年5月17日

各 位

会 社 名 日本空港ビルディング株式会社
代 表 者 名 取締役社長 鷹 城 勲
(コード番号 9706 東証第1部)
情報取扱責任者 専務取締役 石 黒 正 吉
(TEL. 03-5757-8025)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、文言、用語及び引用条文等を会社法の規定に適応させるための変更、削除のほか、より効率的かつ機動的な経営を行っていくことを目的とした規定の新設を行うもので、その主な内容は以下のとおりであります。

- ① 当会社の機関設計に関する規定(変更案第4条)
- ② 株券を発行する旨の規定(変更案第7条)
- ③ 単元未満株主の権利の一部を制限するための規定(変更案第10条)
- ④ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を可能とするための規定(変更案第17条)
- ⑤ 株主総会での議決権の代理行使について代理人の員数を制限するための規定(変更案第19条)
- ⑥ 取締役会の決議について書面による決議を可能とするための規定(変更案第27条)

(2) 条文の新設、削除に伴い、従来の条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、2億8,800万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の <u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、2億8,800万株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>

(单元未満株式の買増)
第8条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)
第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
2 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)
第10条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、单元未満株式の買取及び買増、株券喪失登録の手續、その他株式に関する取扱並びに手数料については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)
第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項のほか必要と認めるときは、予め公告して、一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。

第3章 株主総会
第12条 (条文省略)

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4)次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増)
第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)
第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)
第13条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

<削る>

第3章 株主総会
第14条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(決議方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合その代理権を証する委任状を総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時に満了する。</p> <p>2 補欠又は増員によって就任した取締役の任期は、前任者又は従来の在任者の残任期間とする。</p>	<p>第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合その代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><削る></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
--	---

<p>(選任) 第 19 条 (条文省略) 2 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3 (条文省略) 第 20 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議により、<u>取締役の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 2 名、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。</u> 2 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役の中から代表取締役を選任する。</u> 第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 25 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u> 第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時に満了する。</u> 2 <u>補欠によって就任した監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(選任)</p>	<p>(選任) 第 22 条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 24 条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 2 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u> 2 取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議) 第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u> 2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u> 第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(選任)</p>
---	--

<p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 33 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第 37 条 <u>当会社の営業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 38 条 <u>当会社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 39 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 40 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>利益配当金及び中間配当金の利息は、これを支払わない。</u></p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 <u>当会社の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第 42 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭の利息は、これを支払わない。</u></p>
--	--

以 上